

令和5年5月8日

富山県立大学
学生・教職員 各位

危機対策本部長
(理 事 長)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う
本学の対応について

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同様の5類感染症に変更され、政府の基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止となりました。

これに伴い、本学における5月8日以降の対応を下記のとおりとします。

記

《令和5年5月8日以降の本学の対応について》

1 本学ガイドラインの運用停止

5月8日付けで、「富山県立大学新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」の運用を停止する。

2 学内活動制限指針の引き下げ

5月8日付けで、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限指針」の制限レベルをレベル0（授業、研究活動、学生の課外活動、学内会議等、事務局機能、大学構内への立入について、すべて制限なし）に引下げる。

3 本学における感染症対策について

別添1のとおり。

4 対面での演習等の場合及び医療機関や高齢者施設等での実習や訪問する場合の対応

看護学部、看護学専攻科及び看護学研究科において、別に定めることができることとする。

5 新型コロナウイルス感染症対策のため設置した危機対策本部

5月8日付けをもって解散する。